

政令第号

船舶運航管理令の一部を改正する政令

内閣は・ボツダム宣言の文諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き・この政令を制定する。

船舶運航管理令（昭和二十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「四号」を「五号」に改め・同項第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 機械用

第二十條第一項第一号中「經濟安定本部運輸局長」を「經濟安定本部建設交通局長」に・同項第二号中「物價廳第五部長」を「物價廳第四部長」に改める。

附則

この政令は・公布の日から施行し・昭和二十四年六月一日から適用す

る。

運輸大臣

内閣総理大臣

理由

連合軍司令部の指示に基き國が被使用として使用する駆船の運航について運輸大臣の承認を要しないこととするとともに、各省の設置に関する法律の施行に伴い斯くて、船舶審議会の委員に関する規定の一部を整理する等の必要があるからである。



# 運輸公報 号外

昭和二十四年  
一月二十六日(水曜日)

## ◎法 令

### 船舶運航管理令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十四年一月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二十六号(昭和二十四年一月二十六日官報号外)

船舶運航管理令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

第一章 期間よう船契約の締結を要しない船舶

第一節 総トン数数百トン以上の鋼製船舶等

(船舶の定義)  
第一條 この節において「船舶」とは、総トン数数百トン(総トン数の定のない船については長さ二十五メートル)以上の鋼製の船、揚力十五トン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

(國又は地方公共團体が船舶を使用する場合)  
第一條 國又は地方公共團体は、左の各号の一に掲げ

る用途に適する構造又は設備を有し、且つ、その所

有に属する船舶については、もつばら當該用途にみ

ずから使用するとき限り、これを使用することとが

できる。但し、運輸大臣が帰還輸送のために船名を

指定して告示した船舶については、船舶運営会がそ

の運航を統制するものとする。

一 漁業取締用

二 漁業調査用

三 渔業練習用

四 ケーブル敷設用

五 気象観測用

六 航海練習用

- では、もつばら當該用途にみずから使用するときに限り、これを使用することができる。
- 一 ケーブル敷設用
- 二 救難用
- 三 引船用
- 四 しゆんせつ用
- 五 汚物処理用
- 六 ちりすて用
- 七 汚物処理用
- 八 引船用
- 九 救難用
- 十 しゆんせつ用
- 十一 碎氷用
- 十二 海上保安廳用
- 十三 鉄道連絡船用
- 十四 営林局監視船用
- 十五 起重機船用
- 十六 バーチ用
- 十七 前項の場合において國又は地方公共團体の當該機関は、當該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。
- 十八 旅客運送用(運輸大臣が告示で定める範囲のもに限る)
- 十九 船舶修理工作用
- 二十 起重機船用
- 二十一 浮ドック用
- 二十二 前項の場合においては、その者は、當該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。
- 二十三 前項の規定にかかるらず、國有財產法(昭和二十三年法律第七十三号)第三條に規定する普通財産である船舶については、一時使用的許可を受けたものの又は貸付を受けたものを除いては、これを使用することができない。
- 二四 第一項の規定にかかるらず、國又は地方公共團体が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするときは、第二号様式による申請書を提出し、當該機関は、第二号様式による申請書を提出して運輸大臣の承認を受けなければならない。
- 二五 國又は地方公共團体が、この政令施行の際現に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しているとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途に使用しているとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内に、前項の規定にかかるらず、その使用を繼續することができる。その期間内に當該機関が前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。
- (変更の報告)
- 二六 第一條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又は第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貨渡(期間よう船を含む、以下同じ。)

第六條 第二條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又は第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貨渡(期間よう船を含む、以下同じ。)



## 第二号様式 船舶使用許可(承認)申請書

A (1) 船名	(2) スカジヤツブ番号	(3) 旧船名				
(4) 所有者の住所氏名(名称)						
(5) 使用者の住所氏名(名称)						
(6) 船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、漁船、貨物船の別)						
(7) 船質(鋼製、木製の別)						
(8) 船型	(9) 信号符字					
(10) 船舶番号	(11) 船籍港					
(12) 現在使用中の用途						
(13) 運輸大臣の許可又は承認を受けて使用しようとする用途						
B (14) 船の長さ	(15) 船の幅	(16) 船のさ				
(17) 甲板層の数	(18) 総トン数	(19) 純トン数				
(20) 重量トン数	(21) 航海速力	(22) 最高速力				
(23) 満載きつ水	(24) 軽きつ水	(25) 進水年月				
(26) しゆん工年月	(27) 建造場所	(28) 造船所名				
(29) 乗組員定員						
C (30) 旅客定員	一等	名	二等	名	三等	名
(31) 容積トン数(ばら)	(32) 容積トン数(包装)	(33) 貨物用冷蔵庫の容積				
(34) カーゴ、ディープ、タンクの数及び容積	(35) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合)					
(36) ハツチの数及び大きさ	(37) 軽排水トン数					
(38) デリック、ブームの数及び力量	(39) ウインチの種類					
(40) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合)						
(41) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合)						
D (42) 機関の種類及び型式	(43) 機関の製作者					
(44) ボイラーの種類及び型式	(45) 軸馬力					
(46) 推進器の数	(47) 燃料の種類					
(48) 燃料庫の容積	(49) 燃料消費量(一日当り)航海中	てい泊中				
(50) 養かん水容量	(51) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り)					
(52) 燃料による航続距離	(53) 養かん水による航続時間					
(54) 送信機の数及び型式	(55) 受信機の数及び型式					
E (56) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細						
(57) 外國で建造された船舶であるときはその取得方法						
(58) 最後の改造年月及び改造要目						
(59) 船舶の現状						

上記の通り船舶運航管理令第 条第 項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿

## 第一号様式 船舶明細報告書

A (1) 船名	(2) スカジヤツブ番号	(3) 旧船名				
(4) 所有者の住所氏名(名称)						
(5) 使用者の住所氏名(名称)						
(6) 船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、漁船の別)						
(7) 用途	(8) 船質(鋼製、木製の別)					
(9) 船型	(10) 信号符字					
(11) 船舶番号	(12) 船籍港					
B (13) 船の長さ	(14) 船の幅	(15) 船の深さ				
(16) 甲板層の数	(17) 総トン数	(18) 純トン数				
(19) 重量トン数	(20) 航海速力	(21) 最高速力				
(22) 満載きつ水	(23) 軽きつ水	(24) 進水年月				
(25) しゆん工年月	(26) 建造場所	(27) 造船所名				
(28) 乗組員定員						
C (29) 旅客定員	一等	名	二等	名	三等	名
(30) 容積トン数(ばら)			(31) 容積トン数(包装)			
(32) 貨物用冷蔵庫の容積			(33) カーゴ、ディープ、タンクの数及び容積			
(34) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合)			(35) ハツチの数及び大きさ			
(36) デリック、ブームの数及び力量			(37) ウインチの種類			
(38) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合)			(39) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合)			
D (41) 機関の種類及び型式			(42) 機関の製作者			
(43) ボイラーの種類及び型式			(44) 軸馬力			
(45) 燃料の種類			(46) 燃料庫の容積			
(47) 燃料消費量(一日当り)航海中			(48) 燃料消費量(一日当り)航海中			
(49) 養かん水容量			(50) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り)			
(51) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り)			(52) 養かん水による航続時間			
(53) 養かん水による航続時間			(54) 送信機の数及び型式			
(55) 受信機の数及び型式			(56) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細			
(57) 外國で建造された船舶であるときはその取得方法			(58) 最後の改造年月及び改造要目			
(59) 船舶の現状			(60) 船舶の現状			

上記の通り船舶運航管理令第 条第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿

## 船舶に関する変更の報告書

## 第三号様式

(1) 船名 \_\_\_\_\_ (2) スカジャツブ番号 \_\_\_\_\_ (3) 旧船名 \_\_\_\_\_

(4) 所有者の住所氏名(名 称) \_\_\_\_\_

(5) 使用者の住所氏名(名 称) \_\_\_\_\_

(6) 船舶の種類(汽船、帆船の別) \_\_\_\_\_

(7) 船質(鋼製、木製の別) \_\_\_\_\_

(8) 船 型 \_\_\_\_\_ (9) 信号符字 \_\_\_\_\_

(10) 船舶番号 \_\_\_\_\_ (11) 船籍港 \_\_\_\_\_

(12) 変更があつた事項及び変更があつた年月日 \_\_\_\_\_

(1) 構造又は設備を変更したときはその詳細及びその年月日 \_\_\_\_\_

(2) 使用方法(用途の変更又は使用の休止若しくは廃止の場合を含む。)を変更したときはその詳細及び年月日 \_\_\_\_\_

(3) 謾渡、貸渡又は引渡をしたときはその詳細及び年月日 \_\_\_\_\_

(13) 船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第            條第            項の規定により報告する。昭和            年            月            日

報告者住所氏名(名 称)

印

運輸大臣 殿

## 第四号様式(その一) 百トン以上木船明細報告書

## 第四号様式(その二) 百トン未満船舶明細報告書

- (1) 船名 \_\_\_\_\_ (2) 旧船名 \_\_\_\_\_  
 (3) 所有者の住所氏名(名 称) \_\_\_\_\_  
 (4) 使用者の住所氏名(名 称) \_\_\_\_\_  
 (5) 船舶の種類(汽船、帆船の別) \_\_\_\_\_ (6) 用途 \_\_\_\_\_  
 (7) 信号符字 \_\_\_\_\_ (8) 船舶番号 \_\_\_\_\_  
 (9) 船籍港 \_\_\_\_\_  
 (10) 船の長さ \_\_\_\_\_ (11) 船の幅 \_\_\_\_\_  
 (12) 甲板層の数 \_\_\_\_\_ (13) 総トン数 \_\_\_\_\_  
 (14) 重量トン数 \_\_\_\_\_ (15) 航海能力 \_\_\_\_\_  
 (16) 最高速力 \_\_\_\_\_ (17) 満載きつ水 \_\_\_\_\_  
 (18) 軽きつ水 \_\_\_\_\_ (19) 進水年月 \_\_\_\_\_  
 (20) しゅん工年月 \_\_\_\_\_ (21) 建造場所 \_\_\_\_\_  
 (22) 乗組員定員 \_\_\_\_\_  
 (23) 旅客定員 \_\_\_\_\_ (24) 客積トン数(はら) \_\_\_\_\_  
 (25) 容積トン数(包装) \_\_\_\_\_ (26) 貨物用冷蔵庫の容積 \_\_\_\_\_  
 (27) ヘッヂの数及 \_\_\_\_\_ (28) デリック、ブーム  
 び大きさ \_\_\_\_\_ の数及び力量 \_\_\_\_\_  
 (29) 機関の種類 \_\_\_\_\_ (30) ボイラーの種類 \_\_\_\_\_  
 (31) 軸馬力 \_\_\_\_\_ (32) 推進器の数 \_\_\_\_\_  
 (33) 燃料の種類 \_\_\_\_\_ (34) 燃料庫の容積 \_\_\_\_\_  
 (35) 燃料消費量(一時間当り) \_\_\_\_\_  
 (46) 船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第一條の規定により報告する。

昭和            年            月            日

報告者住所氏名(名 称)

印

運輸大臣

報告者住所氏名(名 称)

印

上記の通り船舶運航管理令第十一條の規定により報告する。

昭和            年            月            日

報告者住所氏名(名 称)

印

第五号様式 期間よう船契約解除許可(承認)申請書

運輸公報号外

八(終)

- A (1) 船名 (2) スカジヤツブ番号 (3) 旧船名  
 (4) 所有者の住所氏名(名称)  
 (5) 使用者の住所氏名(名称)  
 (6) 船型 (7) 信号符字  
 (8) 船舶番号 (9) 船籍港  
 (10) 船舶運営会に貸渡をした年月日及び貸渡後現在までの使用状況  
 (11) 使用しようとする用途  
 (12) 期間よう船契約の解除を必要とする理由につきその詳細  
 (13) 第三條第一項の承認又は第五條第一項の許可を申請したときはその年月日  
 B (14) 船の長さ (15) 船の幅 (16) 船の深さ  
 (17) 甲板層の数 (18) 総トン数 (19) 純トン数  
 (20) 重量トン数 (21) 航海速力 (22) 最高速力  
 (23) 満載きつ水 (24) 軽きつ水 (25) 進水年月  
 (26) しゆん工年月 (27) 建造場所  
 (28) 造船所名 (29) 乗組員定員  
 C (30) 旅客定員 一等 名 二等 名 三等 名  
 (31) 容積トン数(はら) (32) 容積トン数(包装)  
 (33) 貨物用冷蔵庫の容積 (34) カーゴ、ディープ、タンクの数及び容積  
 (35) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合)  
 (36) ハツチの数及び大きさ (37) 軽排水トン数  
 (38) テリレク、ブームの数及び力量 (39) ウインチの種類  
 (40) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合)  
 (41) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合)  
 D (42) 機関の種類及び型式 (43) 機関の製作者  
 (44) ポイラーの種類及び型式 (45) 軸馬力  
 (46) 推進器の数 (47) 燃料の種類  
 (48) 燃料庫の容積 (49) 燃料消費量(一日当り)航海中 てい泊中  
 (50) 養かん水容量 (51) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り)  
 (52) 燃料による航続距離 (53) 養かん水による航続時間  
 (54) 送信機の数及び型式 (55) 受信機の数及び型式  
 E (56) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細  
 (57) 外國で建造された船舶であるときはその取得方法  
 (58) 最後の改造年月及び改造要目  
 (59) 船舶の現状

上記の通り船舶運航管理令第十七條第一項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿